

「共謀罪法案」の廃案を求める特別決議

2017年5月、与党の自民党・公明党は衆議院法務委員会及び本会議に於いて「組織犯罪処罰法改正案」（「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」）採決を強行し、日本維新の会も賛成して可決されました。同法案は現在参議院に送付され、審議が開始しています。

法案は、現行の組織的犯罪処罰法に「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」の活動として、「重大犯罪遂行」を「2人以上で計画」した場合、「資金又は物品の手配、関係場所の下見」といった「犯罪行為を実行するための準備行為が行われたとき」に処罰対象とする「共謀罪（テロ等準備罪）」を新設しようとするものです。日本政府は、「国連越境犯罪防止条約」（「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」）。2000年署名、2003年発効）を締結するため、条約を実施する国内法として、「共謀罪」が必要だと説明しています。元来近代刑事法は、実行行為の着手があった場合に犯罪として処罰の対象とすることを原則とします。結果発生に至れば既遂、実行行為に着手はしたが結果発生に至らなければ未遂となり、特に規定が無ければ未遂は処罰されません（刑法44条）。未遂の前段階で、単なる準備行為である「予備」、さらに前の段階で、2人以上で犯罪を計画して合意に達する「陰謀」は、より例外的に処罰する条項があるに過ぎないのです。しかし、共謀罪法案は、この「陰謀」があったと認められれば一律に犯罪とするもので、2017年4月末の報道によると、対象犯罪は277にも及びます（東京新聞2017年4月28日）。

実行の着手が無く単なる計画の合意を犯罪とするのは、人の内心を処罰するもので、憲法が保障する思想・良心の自由（19条）、集会・結社、言論・出版その他一切の表現の自由（21条）を侵害するものと言わざるを得ません。しかも、合意のあったことを立証するには、職場や家庭、学校といったあらゆる場で、私たちの言動を監視し探査することが必要となってきます。電話やインターネット、SNSといった通信は傍受され、GPS捜査が常態化し、家族や同僚が密告し合うようになるかも知れないのです。かつて「治安維持法」は、国体の変革、私有財産制度の否認を目的とした結社の組織や加入を「協議」しただけで処罰の対象とし、「横浜事件」（1942年）のような冤罪事件を生んでしまいました。共謀罪法案は、この希代の悪法の再来と言っても決して過言ではありません。

安倍晋三首相が、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、テロ対策が必要と強調しているのを知らぬ人はいないでしょう。しかしながら、他国に先んじて共謀罪を設けたイギリスのマンチェスターで、痛ましい爆破テロ事件が発生してしまいました（2017年5月22日）。これは、共謀罪規定がテロ防止に必ずしも有効ではない事実を示しています。

共謀罪法案に対し、57もの地方議会が反対若しくは慎重審議を求める意見書を可決しています（2017年5月末時点）。日本弁護士連合会、研究者や文筆業、ジャーナリストの団体、宗教界等々も、次々と反対声明を発表しています。日本国公立大学高専教職員組合は、治安警察法・治安維持法による弾圧、かつてのイギリスやアメリカで、共謀罪が労働組合のストライキに適用された歴史を踏まえ、共謀罪法案の廃案を強く求めます。

2017年6月4日

日本国公立大学高専教職員組合
第31回定期大会